

兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センター
健康危機管理マニュアル

1. 目的

人の生命、健康に危害がおよぶ事態（健康危機）の発生時、原因究明や被害拡大防止のため、情報収集、調査・分析、情報提供等に、的確かつ迅速に対応できる健康危機管理体制の確立に必要な事項、及び発生時に備え、平常時の情報蓄積、機器整備、研修等に必要な事項を定める。

2. 定義

健康危機管理とは、感染症、食中毒、毒・劇物中毒、飲料水事故、衛生害虫等により生じる県民の生命や健康を脅かす事態に対して行われる原因究明等に関する業務であって、兵庫県立健康生活科学研究所健康科学研究センター（以下「研究センター」という。）に属するものをいう。

3. マニュアルの適用

健康危機管理の業務については、散発及び集団発生を問わず平常業務として日々対応していることから、本マニュアルの適用については、健康危機管理の事象に応じて、全部又は一部を適用する。

ただし、直ちに対応できるよう、平時からの備えは十分に行うものとする。

4. 平常時の備え

（1）健康危機管理体制の整備

健康危機発生時には、組織として迅速かつ的確な対応を求められることから、あらかじめ通報受理体制、記録票、緊急連絡網、動員体制、緊急対策会議の設置、役割分担等を決定・確認しておく。

また、感染症部及び健康科学部（以下「研究部」という。）は、兵庫県健康福祉部健康危機管理マニュアル及び分野別マニュアルに記載の内容を具体化した部内用マニュアルを作成する。

さらに、常時、既存の各種マニュアル等を見直すとともに、健康危機事例を想定した模擬訓練を行う。

（2）分析機器等の整備

健康危機発生に備え、必要な分析機器・設備、備品、簡易検査キット、試薬等を整備する。

（3）検査法マニュアル等の整備

検査マニュアルは、既知の病原体、化学物質、さらには、食品試料、生体試料（血液、尿等）、飲料水試料ごとに、対応可能な標準手法について準備する。

サンプリングマニュアルは、サンプリングを行う場合、現場における採取者の安全性の確保、サンプリング試料の採取量・保管方法等を記載する。

サンプリング及び検査を実施した場合の報告様式を定めておく。

（4）他機関との連携体制の整備

健康危機発生については、本庁所管課と連携し、健康福祉事務所が窓口となり直接対応するが、専門分野にかかる原因物質の特定、情報提供は、適切な医療の確保や県民の不安解消に極めて重要であることから、日常の業務等を通じて、これら関係機関等との連携を強化しておく。

また、対応できない事例や他機関からの支援が必要な事例に備え、県立研究機関及び近畿の研究機関との連携体制並びに国立感染症研究所及び国立医薬品食品衛生研究所等からの迅速な技術支援が得られる体制を整備する。

(5) 情報の収集と提供

健康危機に関する情報を収集し、調査研究の成果や試験検査データと併せデータベース化を行う。また、県民等に対し、健康危機に関する知識の普及啓発を図るため、研究センターが発行する広報誌及びホームページなどを活用し、積極的な情報提供を行う。

(6) 調査研究機能の強化

地域における公衆衛生上の問題や事象及び事件・事故に対し、原因究明や状況調査及び予防・予見的な研究等調査研究機能を強化するほか、平常時の対応も含めた分析・診断の迅速化・簡素化技術の開発を行う。

(7) 人材の育成

健康危機発生時に、的確に対応できる人材を育成するため、研究センターで研修を行うほか、新しい技術、知見の修得の機会として、技術研修会や学会に出席させ、職員の技術力・知識の向上を図る。

(8) レファレンス機能の整備

平常時検査業務や不測の事故・事件等における分析や原因究明等の高度検査技術に関するレファレンス機能を有するよう知見の集積、各種標準品を整備する。

5. 健康危機発生時の対応 (図1 健康危機発生時の業務・情報の流れ)

(1) 通報の受理及び連絡体制

ア 本庁所管課からの対応要請等の通報は、危機管理部長（不在時は危機管理課長）が受けるものとする。

イ 緊急事態の通報を受けた危機管理部長（不在時は危機管理課長）は、健康危機発生受信記録票（様式1-1、感染症の場合は様式1-2）にその内容を記録するとともに、事態の軽重、県民の健康被害などの可能性の予測情報の収集を図り、研究センター長（以下「センター長」という。）及び副センター長（行政職、研究職）に報告するとともに対応に当たる研究部長等へ連絡する。

なお、事態の内容を所属掲示板に掲示するとともに、逐次E-mailで職員全員に配信する

また、通報が一般県民等から直接研究センターにあった場合には、当該研究部長は本庁所管課及び危機管理部長に報告する。

ウ 夜間・休日の連絡体制は、緊急連絡網（別表1）により各職員に連絡する。

(2) 健康危機の規模の基準及び対応 (図2 健康危機対応フローチャート)

ア 規模

健康危機の重大性をレベルⅠからレベルⅢに分類する。センター長は事態の

状況を見ながら表1を参考に、対応レベル（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）を決定する。

センター長不在の場合、副センター長（研究職）は、危機管理部長及び危機事例に関係する研究部長と協議のうえ対応レベルを決定し、速やかにセンター長に連絡をとり事情説明を行う。

イ 対応方針

（ア）対応レベルⅠの場合は、研究センターが通常業務で行っている対応を基本とする。

（イ）下記の場合、センター長は緊急対策会議を招集し、対応を協議する。

- ・対応レベルⅡ以上と判断される場合
- ・その他センター長が必要と認める場合

ウ 各対応レベルごとの職員の配置

（ア）レベルⅠ：通常業務として対応

（イ）レベルⅡ：通常業務を一部停止して、全職員の約1/3が対応

（ウ）レベルⅢ：通常業務をほぼ停止して、全職員の約3/4が対応

エ 本庁所管課及び健康福祉事務所から分析に関する技術的支援等を求められた場合、情報の提供・助言、標準品の提供等迅速に対応する。

表1 対応レベル判断基準

レベル	判断基準（下記のいずれかの条件に該当する場合）
Ⅰ	1 人体への被害が軽微な場合、若しくは発生するおそれのある場合又は動植物に被害があり、動植物から人体への被害が考えられる場合 2 被害地域が局地的な規模の場合 （県では、対策本部等未設置）
Ⅱ	1 重症者、死亡者及び50人以下の患者が発生した場合、若しくは発生するおそれのある場合 2 被害地域が一つの二次保健医療圏域規模の場合 （県では、対策本部等設置）
Ⅲ	1 多数の重症者、死亡者及び51人以上の患者が発生した場合、若しくは発生するおそれのある場合 2 被害地域が複数の二次保健医療圏以上規模の場合 （県では、対策本部設置）

（3）緊急対策会議の構成

ア 緊急対策会議構成員は、センター長、副センター長（行政職、研究職）、危機管理部長及び研究部長で構成する。

イ 研究主幹（研究主幹を置かない部はあらかじめ部長が指定する者とする。）は、事態の対応を円滑に行うため、自席待機体制をとる。

ウ 緊急対策会議召集時において、研究部長不在の場合は、研究主幹（研究主幹を置かない部はあらかじめ部長が指名する者とする。）が対応する。

また、その場合の待機体制の職員をあらかじめ研究部で決定しておく。

エ 緊急対策会議と研究部の連携を円滑に行うため、研究部長は研究部から事態の内容により最も適した職員1名を指名し、会議に陪席させる。

オ 事務局は、危機管理部危機管理課とする。

(4) 緊急対策会議の招集

ア 緊急対策会議の招集については、危機管理部長（不在時は危機管理課長）から研究部長へ伝達する。

イ 研究部長は事態の内容にかかわらず全員出席することとし、研究主幹（研究主幹を置かない部はあらかじめ部長が指定する者とする。不在の場合は次の者）へ待機を指示する。なお、伝達に際しては後の行動をより効率良く進めるために、入手されている情報のアウトラインを説明する。また、緊急対策会議構成員は、携帯電話の所持と主な連絡先を確認しておく。

(5) 緊急対策会議の実施

会議は、センター長が総括し、副センター長（行政職、研究職）が補佐する。センター長不在の場合は副センター長（研究職）が代行する。

ア 会議は以下の業務を担当する。

- (ア) 調査方針の決定
- (イ) 各班の編成指示及び指揮
- (ウ) 他機関への応援要請の是非
- (エ) 所内の意思統一
- (オ) 調査結果の承認及び要請先への報告
- (カ) 事後評価

イ 緊急対策会議の下に迅速・的確に対応できるよう「調整班」、「現地調査班」及び「対策班」を配置する。各班の構成及び担当業務は以下の通りとする。

- (ア) 調整班（別紙1）
- (イ) 現地調査班（別紙2）
- (ウ) 対策班（別紙3）

(6) 報道機関への対応

ア 報道機関に対する研究センターの窓口は、危機管理部長に一元化する。このことは現地調査班の班員に周知させる。

イ 分析結果等を含め、広報は研究センターで行わないことを原則とし、問い合わせにあたっては、本庁対策本部等関係機関を案内する。

(7) 情報の集約化及び共有化

研究部長は、緊急対策会議に陪席する職員とともに、研究部で待機する研究主幹等への指示並びに現場担当者及び関係機関などとの連絡体制を密にして、情報の集約化及び共有化に努め、事態への対応を迅速かつ的確に、効率よく行う。

危機管理部長は、情報の共有化として、会議の進捗状況等について、健康危機管理チェックリスト（別紙4）により管理する。

(8) 分析結果の報告

ア 研究部長は、分析結果を直ちにセンター長に報告するとともに、研究センターに分析を依頼した機関へ報告する。

イ 危機管理部長は、センター長の命を受け、本庁対策本部等関係機関へ伝達

する。

ウ 緊急対策会議において報告された分析結果等の情報の管理は、事務局（危機管理課）が行う。

(9) 調査結果報告書

調査結果報告書については、緊急事態が沈静化した後、事後評価を行い、次の内容により健康危機管理に対応した研究部の協力のもとに危機管理部で作成する。

- ア 健康危機の概要
- イ 研究センターの体制
- ウ 情報収集の内容と経過
- エ 試料の採取、搬入から分析及び原因究明にいたる経過
- オ 原因究明の結果
- カ 事後評価（緊急体制や分析法等の対応の評価、課題、改善方法等）
- キ その他特記事項

平成14年 8月15日	作成
平成15年 1月16日	改正
平成15年 4月15日	改正
平成16年12月22日	改正
平成19年12月28日	改正
平成21年 4月 1日	改正
平成26年 4月 1日	改正